

京都市告示第427号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年11月2日

京都市長 門川大作

道路の種類 府道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
下鴨京都停車場線	下京区稲荷町318番地地先から	旧	メートル 12.70	メートル 24.55
	同町318番地の6地先まで	新	22.70	10.01 ~24.55

(建設局土木管理部道路明示課)